

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成29年6月29日

時 間：午 後 1 時 か ら

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時00分

### 出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君		

### 欠席議員（なし）

### 欠員議員（1名）

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
参事課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斎藤一宏君
参事課長	渡辺弘道君

産業振興課長	猪狩	力	君
復興推進課長	黒沢	也	君
復旧課長	三瓶	一	君
参事官事務課長	石井	弘	君
拠点整備課長	竹原	信也	君
参事官事務課長	菅野	利行	君
いわき支所長	三瓶	雅弘	君
復興推進課長	坂本	隆広	君
除染対策係長			

#### 職務のための出席者

議会事務局長	志賀	智秀	
議会事務係長	大和田	豊一	
議会事務係主任	藤田	志穂	

#### 説明のため出席した者

##### 【案件1. 除染・解体について】

環境省水・大気環境局長	高橋	康夫	君
環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室	町村	輔	君
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長	中井	徳太郎	君
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室係員	水島	大輝	君
環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長	坂川	勉	君

環境省福島環境 再生事務所 除染対策第一課 課長	須 田 恵理子 君
環境省福島環境 再生事務所 除染対策第一課 事業管理専門官	中 川 春 菜 君
環境省福島環境 再生事務所 放射能汚染廃棄物 対策第一課 建物解体廃棄物 処理推進室室長	中 川 正 則 君
環境省福島環境 再生事務所 県中県南支所 支所長	相 澤 顕 之 君
環境省福島環境 再生事務所 県中県南支所 首席除染推進官	赤 羽 郁 男 君
環境省福島環境 再生事務所 県中県南支所 首席廃棄物対策官	太 田 熱 君

#### 付議事件

1. 除染・解体について（環境省）
2. その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（塚野芳美君） 皆さん、こんにちは。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。欠席議員は1名であります。説明のための出席者は、環境省の関係職員の皆様で、お手元に配ったリストのとおりであります。職務のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位及び議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様、こんにちは。大変お疲れさまでございます。お忙しい中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、除染・解体について環境省より説明を受けるものでございます。町といたしましても、本町の復興再生を確実に進める上で大変重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入りますが、説明の前にご挨拶をいただきたいと思います。

環境省を代表いたしまして、水・大気環境局、高橋局長様、ご挨拶をお願いいたします。

高橋さん。

○環境省水・大気環境局長（高橋康夫君） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました環境省の水・大気環境局長の高橋でございます。本日は、先日21日でございますけれども、宮本町長、塚野議長、お二人で環境大臣室に見えられまして、環境大臣にも要望いただきました。そのことも踏まえまして、本省から私と中井廃棄物対策部長が参りましたので、よろしくお願い申し上げます。

一言説明に入る前にご挨拶申し上げます。富岡町の皆さんにおかれましては、これまで福島環境再生事務所が実施をしてまいりました除染あるいは廃棄物処理などの事業につきましてご理解、ご協力を賜ってまいりましたことを改めて厚く御礼申し上げます。富岡町は町当局、議会の皆様のご尽力によりまして、ことしの4月1日に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除されたということで、復興の新しいステップに入られたということでございます。これを踏まえまして、環境省といたしましては除染のフォローアップでございますとか、夜の森地区の除染、あるいは里山再生モデル事業など、引き続き町内の線量の低減に向けた取り組みを進めていく方針でございます。また、解体を初めとします廃棄物事業につきましても、銳意進めてまいるというところでございます。

そういう中で、4月以降も避難指示解除済みエリアの宅地に隣接する帰還困難区域側の除染、いわゆる際除染でございますとかフォローアップ除染につきましても、住民の方々から個別にいただいた除染の要望に対応すべく、地権者の方々との調整や現地調査などをやってまいりました。しかしながら、特に事後モニタリングの結果を踏まえて実施をするフォローアップ除染につきましては、この対象の案件の抽出にちょっと時間がかかるございまして、皆様にはご心配をおかけしております。こ

の点おわび申し上げます。そういう中で、今月の20日には夜の森公園の除染の現場作業を開始することができました。今後除染の計画的な施工を進めていきたいと考えております。

また、解体などの廃棄物処理事業につきましても、これまで議会にいろいろご議論いただいた点につきまして、計画的に進めてまいりたいと考えております。これらの工事は、いずれもこの避難指示の解除がなされた地域での工事となりますので、帰還される町民の方々の安全を第一に、環境省としても一日でも早い復興に向けて、町民の皆様に寄り添って尽力してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、具体的な資料の説明を担当からさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 出席議員の数を訂正いたします。13名全員であります。

〔1時03分12番高橋 実議員入場〕

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件1、除染・解体についての説明をお願いいたします。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 環境省福島環境再生事務所の須田です。まずは、除染からご説明させていただきます。緑色の資料をごらんください。

富岡町における除染の進捗状況についてということでございます。1ページをおめくりください。まず、際除染、避難指示解除エリアの宅地に近接する帰還困難区域の除染についてでございます。これまで小浜、深谷地区については平成29年の3月、ことしの3月に着手いたしまして、作業を続けております。7月末までに完了する見込みです。それから、大熊町との町境にも際の部分ございますけれども、大熊町側関係人の方が3名おりますが、その連絡についてどのようにしたらいいかということを今大熊町さんと相談中です。大熊町との相談が整えば、その3名の方に連絡をとって事前調査、それから除染ということで着手をしていきたいと考えております。

それから、帰還困難区域夜の森地区の先行除染についてです。先ほど冒頭挨拶にもありましたように、6月20日に夜の森公園の現場作業に着手しております。今除草から始めておりまして、今後剥ぎ取り等に移っていくというところでございます。同意取得率は、関係人の方360名ほどおりますけれども、およそ9割まで同意をいただいているというところでして、残りの方は今同意書をお送りして、その返送をいただくのを待っているという方が大部分になっております。それから、今後の予定でございますけれども、除染については試験施工をして工法を決めて、そして施工していきたいと。これは、夜の森地区ということで線量も高くて、それから事故から時間がたっているということも踏まえて、きちんと試験施工をした上で手法を決めていきたい。手戻りないように進めていきたいと考えております。それから、工事車両の運行ルートについては、解体も一緒に進んでおるということもございますので、安全に十分配慮して調整をしていきたいと思っております。

2ページ目をごらんください。フォローアップ除染です。まず、住民の方から要望いただいた案件への対応ということで、皆さんの帰還に向けてはこの案件最優先ということでこれまで取り組んでま

いりました。ページの下にフロー的に書いてございますので、そちらとちょっと見比べながらごらんいただきたいと思いますけれども、これまでいろんな町役場さんを通じてですとか、あるいはうちの窓口ですとか支所にご連絡をいただいた方というのが大体335件ございます。そういう案件について、関係人の方と立ち会いを行いまして、現地調査を行うということにしてございます。これが今261件まで済んでございます。261件のうち120件程度は、線量が不安ということで、測定をしてそこで納得いただいたという方もいらっしゃいますけれども、そうではなくて今後フォローアップ除染が必要だろうという案件もございまして、そういう案件については、フォローアップ除染計画を作成しております。除染計画ができましたら、改めて関係人の方に現地でご説明をして施工に移っていくということになりますけれども、その計画に基づいた現地立ち会いというのを今のところ75件まで済んでございます。それから、工事を実施し、工事完了までいったのが39件ということになっております。現在現場は13件が動いているということになります。関係人の方々からご要望をいただいた案件ということで、いろいろご心配もあるということですので、できるだけ丁寧に現地立ち会いなどをしながら、手戻りのないように進めていきたいと考えております。

3ページ目をごらんください。これも、フォローアップ除染の一環でございますけれども、事後モニタリングの結果などから宅地隣接森林の影響が疑われる案件などということでございます。こちらも、ちょっと下のフローと見比べながらごらんいただきたいと思いますけれども、まず事後モニタリング結果あるいは宅地周辺の状況、それから今までどんな除染をやってきたのか、フォローアップでどんなことをやってきたのか、そういうことを勘案しまして、どのお宅が宅地隣接森林の影響が疑われるのかという案件の抽出をまずいたします。これが今進捗がおよそ70%程度でございますけれども、今のところ358件程度が対象になるだろうということで、今のところ案件の抽出をいたしました。それから、案件を抽出いたしましたので、現地調査について関係人の方にご連絡をいたしまして、それから現地調査に入らせていただくということで考えております。今のところその現地調査についてご連絡を差し上げたのが84件になりまして、実際に現地に入らせていただいたというのが26件になります。現地調査させていただいたらその計画を立てまして、それから計画について再度ご説明を差し上げ、そして施工に移るということになっております。今まで順次作業を進めておりますけれども、対象案件の抽出が今のところ70%と申し上げましたが、これは7月中旬までに全ての案件を確認をして、全部対象となる案件が絞り込める見込みでございます。それから、現地調査についてのご連絡というのは、8月上旬くらいまでに行う予定でございまして、順次現地調査に入ってまいりますけれども、恐らく9月中旬くらいには現地調査、今やらなければならぬ現地調査については、そのくらいまでに終わると考えております。この案件、先ほど申し上げましたようにちょっと案件の抽出に時間がかかってしまいましたが、少しずつ現場に作業をおろしていくような状況になりましたので、今後少し作業を加速させていきたいなと考えております。

4ページ目をごらんください。フォローアップ除染③ということですけれども、公道のフォローア

ップ除染についてです。公道、例えば6号線の植栽ですとか、それから歩道のり面、あるいは道路の影響で宅地の線量がちょっとまだ高くなってしまっているという箇所についてです。133件ほどありますが、そこについて今フォローアップ除染の計画を作成しております。きょう現在、道路管理者の方と協議中ですので、協議が調い次第施工に移ってまいりたいと思っております。順調にいけば、9月末までにこの133件についても完了する見込みでございます。

5ページおめくりください。里山再生モデル事業についてです。6ページに地図がございますので、あわせてご覧いただければと思います。モデル地区としては、グリーンフィールドとその周辺が採択されておりまして、その6ページの地図の赤い枠で示されている箇所がモデル事業のモデル地区ということになります。現在そのうちのグリーンフィールド周辺、後ろの地図で黄色なりオレンジでちょっとハッチングしてある場所ですけれども、そこについて作業を着手しております、8月末までに剥ぎ取り、覆土まで含めて作業を完了する見込みです。今後は、そのグリーンフィールドを終了しましたら、後ろの地図の青い線で示してございます遊歩道についてです。その遊歩道周辺の表土の剥ぎ取りなどを実施していきたいと考えております。

除染については以上です。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 環境省、中川でございます。私から解体の状況についてご説明をいたします。

お手元の青い説明資料でございます。富岡町における災害廃棄物などの処理についてという資料でございます。おめくりいただきまして、1ページ目でございます。解体の申請件数でございまして、先月こちらの全員協議会でご説明をさせていただきましたときは2,060件ほどございましたが、約100件ほど夜の森区域の解体申請も含めましてふえてございます。29年度の175件の解体件数を含めまして、解体実績は1,401件というのが現時点の状況でございます。

続きまして、平成29年度の解体工事の状況と計画をご報告をさせていただきます。28その5という工事、こちらが一番主な工事、解体工事となってございまして、件数800件、工期が本年の2月から来年の1月となってございます。こちらの工事の進捗につきましてご心配をおかけしている状況でございまして、申しわけなく思ってございます。現時点の実績でございますけれども、6月末累計の解体の実績130件でございまして、現時点の班体制約80%ほどでございます。

それでは、この工事が工期末までにどのように進むかの計画をお示ししてございますが、下の矢印でございますが、帰還される住民の皆様の安全というものを最大に考慮しながらも、解体を迅速に進めていくという考えにのっとりまして、月100件程度で解体を進めていきたいと環境省としては考えてございます。そのような計画のもと実行してきますと、7月末、8月末と100件ずつ、9月末もそのように100件ずつ追加で解体を実施していきたいと考えてございまして、最終的には1月末までに800件を目標としておるところでございます。

また、今までこの議会で解体中の飛散の状況ですとか、車からの廃棄物の落下のそういった飛散防止の対策の徹底、または運転のマナーの徹底、そういったところをご指導いただいておるところでございまして、本工事におきましても、解体の車両多く町なか走ってございますので、環境省といたしましてもしっかりと指導、監督してまいりたいと考えてございます。

表の下の米印でございますけれども、班数につきましては、解体月100件ずつをこなしていくための大まかな目安と考えてございます。また、解体件数総数が800件でございますが、既にキャンセルなども何件か出てございまして、そういった所有者様のご事情に応じて変動していくという可能性がございます。

一番最後の米印でございますが、あわせまして昨年度からの工事である28年その2工事につきましても4月、5月、6月と解体を進めている状況でございますことをあわせてお伝えいたさせていただきます。

続きまして、2ページ目でございます。夜の森地区の帰還困難区域におきます解体工事につきまして状況をご報告をさせていただきます。件数自体は120件の工事でございまして、工期が4月から9月末となってございます。現状でございますが、6月の中旬に解体の着手を行いまして、現在10班程度入ってございますが、解体の実績は今月末にプラス2件ほどになると思いますが、現時点ではまだゼロ件という状況でございます。

下の米印でございますが、契約件数120件でございますが、現時点の解体の申請件数は約90件でございまして、環境省といたしましては、工期末の9月末までにはこの90件は終わらせていいたいと考えてございます。引き続き、解体の申請を町民の皆様から受け付けてございますので、その点につきましては、今後申請をいただく時期などに応じまして、なるべく速やかに町民の方のお考えに沿って解体できるように、工期の延長なども含めて計画を立てていきたいと考えてございます。

一番最後の解体工事の留意事項でございます。解体の日時につきましては、所有者様のご希望や内部の片づけ状況などを勘案し、実施しているところでございまして、工期につきましても、現行設定されております工期どおりに終わるかどうか、その地権者様とのご相談の状況を踏まえて柔軟に対応していきたいと考えてございます。しかしながら、解体の日時につきましては、所有者様とのお話の中で再度いろいろ連絡をとらせていただきくなり、いろいろ環境省としても迅速に対応するべく改善を講じた上で、解体を速やかに進めていきたいと考えてございます。

おめくりいただきまして、3枚目でございます。解体支障物ということでございまして、先月の全員協議会にて特に庭木、庭石の撤去につきまして、環境省といたしまして6月から本格的に実施していくと、そういうお約束をさせていただきました。その状況をこの資料にてご説明をさせていただければと思ってございます。5月23日の全員協議会以降現時点までにおきまして、昨年度までの解体案件の約1,200件のうち、環境省から約550世帯への連絡を実施してございます。残りの世帯につきましても、速やかに連絡を実施してまいりたいと考えてございます。そのうちでございますが、撤去希望

の方約300世帯の方が今のところの希望の方ございまして、順次現場で立ち会い、また撤去の日時の調整、または同意書等の書面の取り交わしを行わせていただいた上で、実際の撤去というような流れになってございます。そういう手続を今現時点でやることができました約10世帯につきましては、今月中に撤去を完了する予定でございます。7月以降につきましても、立ち会いですとか調整の整ったものから順次速やかに撤去をしていく予定でございます。

米印のところでございますが、今年度の先ほどの申し上げました800件の工事におきましても、並行しまして庭木、庭石の撤去を実施させていただいておるところでございます。また、庭木、庭石の撤去に並行いたしまして、地中に埋設されているような水道管ですとかパイプですとか、そういったものにつきましても、所有者様のご要望、ご都合いろいろお伺いさせていただいておりまして、そういうしたものも対応していくように環境省として進めていきたいと考えてございます。また、800件の工事の中の立ち会いの際におきましても、こういった庭木、庭石の撤去につきまして、町民の方にしっかりと伝わるように、知らないというようなことにならないように、しっかりと現場で周知を図つておりますところでございます。このように庭木、庭石の撤去につきましては、速やかに進めてまいり所存でございまして、引き続きご指導方よろしくお願い申し上げます。

解体に関する説明、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。まず、解体につきまして、前回の全協のときも話しさせてもらったのですけれども、飛散防止のために養生ネットをしていただくというようなお約束があって、なかなか守られていないのではないかという話しさせていただいて、その後パトロールなどをちょっと強化するというお話しを聞いていたと思うのですが、先週も私用事あって富岡ちょっと回ったのですけれども、そのときもまだネットを畳まれているような業者さんあったのですけれどもどのようなパトロール体制でどのような指導をしているのか、ちょっとお伺いしたいのが1点。

それと、今解体は支障物、庭木、庭石等を連絡しながら進んでいるという話を聞いて安心したのですが、これ除染も同じだと思うのです。除染で解体しないお宅があるというのは、そこに戻ってこようかなとか、有効利用したいなという町民の方だと思うので、ぜひ除染でもその庭木や庭石撤去してほしいというような要望があると思うので、そういったところも対応していただきたいと思うのですが、そのあたりについていかがでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。まず、解体につきまして、飛散防止の観点のネットの件、引き続きのご指摘を頂戴してしまいました、申しわけございません。先月の全員協議会の後も、環境省の支所の職員が毎週パトロールすることを義務づけておりまして、その際にいろいろ作業の方法ですと

かネットの状況、特にあとは周辺の町民の方へのご挨拶ですとか、そういうことも含めまして指導徹底をしているところでございます。

しかしながら、現場でまだそういう事例が見受けられるということでございます。大変申しわけなく思ってございまして、さらに徹底を図って、私としても現場を見て回りまして、そういうことがないようにしていきたいと思ってございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 支障物について、除染での対応ということでございますけれども、解体は庭木、庭石の撤去までするということで作業始めてございますが、解体はそういう対応ということですが、除染側としてできること、できないことということがあるということはひとつご理解をいただきたいのですけれども、除染側としても最大限のことはやりたいと思っていますので、まずその現場を確認させていただくということから始めたいと思っております。その上で、現場の状況に応じてできる範囲で最大限のことをやっていきたいと考えております

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） さっきの解体のネットの件ですけれども、パトロールふやしていただいてもなかなか改善が見られない。改善されている部分もあると思うし、もしかしたら除染が終わっている家屋を解体する場合には、そういうたネットとか必要ないという判断かもしれないのですけれども、それちょっとぱっと見私にもわからないので、例えば除染してあって、そのネットとかの養生が必要ないのであれば、そういう表示をきちんとするのが必要だろうと思うし、明らかにネットを畳んでいるところとかあるので、そういうところをパトロールして注意しただけでなかなか直っていない現状があって、またパトロールしますと言われても、それは改善されるのかなと非常に疑問なのです。だから、もうちょっと厳しい処置、そういうた業者を排除するとか、もっと本当にそれが何ヶ月もかかる、終わるころにやっと直りましたよでは何の意味もないのかなと思うので、そういうた何か違う対策をちょっとおっしゃっていただきたいなと思います。

あと除染も、もちろんできること、できないことあるというのはわかるのですが、解体ではある程度その希望に応じてやれていると思うのです。その程度の範囲のものは、除染でもぜひやっていただければ戻ってくる町民の安心につながるし、被曝の低減にもつながると思うので、その解体と同等ぐらいのことはぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 解体時のネットにつきましておっしゃるとおりのような対策を講じていきたいと。

具体的には、例えばですけれども、解体の始まる前にネットの確認をしてちゃんとチェックをしてからやるなど、必ずそういうネットの状況を確認した上で解体作業に入るなど、現場で具体的に一番有効な手法を、何かパトロールだけではない改善策を講じていきたいと思いますので、よろしくお願

いいたします。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 庭木、庭石の撤去をご要望に応じてということですけれども、解体と同じ対応ができるかということは恐らく難しいかとは思います。ちょっと今ここでどこまでできるということは、軽々に申し上げられないと思うのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、除染でできる範囲のことは最大限やっていきたいということでございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） どちらも同じなのですけれども、きちんとした効果のあるような、例えばその業者を排除するとか、そういういた厳しい対応をしていただかないと、なかなかお約束を守っていただけないような状況になっていると思うので、また次、全協のときに、私も毎日パトロールしているわけではありませんけれども、例えば毎日抜き打ちでパトロールしていただいて、どんどんそういう業者を排除していくとか、そういうことが必要なのかと思いますので、対応をぜひしていただきたい。

除染も、もちろん住宅があつたりしてなかなか重機が入らないので、木が切れないとか石が運べないというような状況あるかもしれません、できる限り住民の要望に応えたその支障物の撤去を心がけていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 解体のそういうご指導につきましては、いただいたご意見踏まえまして、検討してすぐ実行するようにしてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 除染の作業に当たって支障があるということであれば、撤去はできると思いますけれども、それが全てご要望にお応えできるかということは、そこまでできますとちょっと申し上げるのは難しいかと思うのですけれども、できる範囲でやるように努めていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 5番の里山再生モデル事業ということで、ようやく里山の事業が始まるのかなと思うのですが、この中に一応除染工法として表土を剥ぎ取るということだけが書いてあるのですが、里山ですので、木々、樹木等がもちろんあると思いますが、家屋の場合はある程度枝等を切つたり何かするという形はやっているのですけれども、今回については木々についてはどういう対処をするのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 里山再生モデル事業の部分、5ページでお話ししているのですか。

○8番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（塚野芳美君） そうすると、これはこのモデル地区だけですから、その個人のうちの部分には入っていないのですが。

○8番（宇佐神幸一君） ではなくて、個人では枝を切ったのですが、今回里山の中の木々は切るのですかということです。

○議長（塚野芳美君） それで、これと同じ里山の事業として個人の分もそういうふうにやるのかということですね。

○8番（宇佐神幸一君） 個人ではない。個人では、除染で枝等を切っていただいていたのですが、基本的に里山の中にある木々についても、同じような形をとるのかということだけ聞きたかっただけなのです。ただ、これは表土を取るだけしか出でていないのですが。

○議長（塚野芳美君） ですから、このモデル地区だけではなくて個人のうちをやる場合にも、その里山の部分の表土剥ぎ取りまでやるのかという質問でよろしいですか。この里山のモデル事業の部分での話ですか。

○8番（宇佐神幸一君） それで結構です。

というか、基本的に木々のこと聞きたいのですが、木々の対応です。木の対応というか。

○議長（塚野芳美君） 剥ぎ取りだけではなくて、木を切ったり抜根したりするかということでよろしいですか。

○8番（宇佐神幸一君） そうです。

○議長（塚野芳美君） ということです、質問は。

中川春菜さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 里山再生モデル事業の工事における木の取り扱いについてご質問いただきました。こちらには、確かに地面の表土を剥ぎ取りますということしか記載をしておりませんでした。実際には、除染の支障にもなりますし、下の枝というのは落としているのと、それからこのエリア枯死木、枯れた木が多くございます。作業員の安全の観点からも、枯死木を除去するというような作業はあわせて行っております。

また、これからモデル事業ということで、林野庁とかの森林整備の事業も入ってくるかと思います。そうすると、間伐だったりそういうものもありますので、そういうものを総合してこの里山を整備していくということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

落葉樹は確かに落ちていると思うのですが、針葉樹は今でも線量等は高い部分が出てくると思って

おります。この里山の今言った木々においての対応によって、多少その線量的なものが高く見込めるというような状態がもし出てきた場合、今まで除染をやった周辺の家屋の状態です。周辺の木々について、枝張りではなくて基本的なそれ以上の対応策もこれでモデル事業で生まれた場合、それを考慮していくのかというのもあるのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 落ち葉などによって線量がまた再び上がるのではないかというご質問と受けとめましたが、よろしいですか。

○議長（塚野芳美君） いや、そうではないでしょう。針葉樹の話でしょう。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 針葉樹も落ちますが、昨年度から環境省で富岡町の一部の私有林の場所と、それから葛尾村さんの私有地で調査をさせていただいております。それは、森林の中と外に、針葉樹も落ち葉だったり枝だったり下に落ちるわけなのですけれども、そういったことで果たしてその場所の線量が上がるのかという調査をしておりまして、まだ最終的な結果は出ていないのですが、中間的な報告によりますと、森林から森林の木々が残っていることで再汚染される割合というのは極めて低いと。自然減衰で大体線量は下がっていくのですけれども、周りの土地が。それに対して、落ち葉がどさどさ落ちても、それによる線量の上昇というのはもうほぼ無視できるぐらい小さいのだというような中間報告が出ております。

最終的な結果はまだ待たなければなりませんが、そういったものもよく注視しながらいきたいなと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今のお答えで、落ち葉等堆積しても影響は非常に低いという感じとれたのですが、ただ前回の全協のときにもお話をさせていただいて、周辺の木を切りました。実際的に落ち葉の影響はどうなのか。また、木の影響はどうなのかといったら、確かに役場でもはかっていただきました。むしろ木を切ったところよりも、落ち葉が堆積したところが全然変わっていないという状況も役場から報告いただきました。ということは、今の質問であれば、基本的にこれからもちろん調査はされると思うのですが、この里山を含めてその木の落ち葉が堆積する放射性物質というものを考えると、もう少しじっくり考えるべきではないかと思うのですが、その点もう一度詳しくどういう形に持っていくのかというのがわかれれば教えていただきたい。

○議長（塚野芳美君） それは8番さん、針葉樹でたまたまわずかに落ちますけれども、その葉っぱのこと正在しているのか、それとも常緑樹、針葉樹と言ったら返されてしましましたので、常緑樹を撤去したほうが下がるということを言いたいのか。それとも、あくまでも落ち葉だけでいいのですか、話は。

どうぞ。

○8番（宇佐神幸一君） 済みません、説明不足で申しわけございません。

私が心配しているのは、落葉樹はもちろん落ちてきます。ただ、針葉樹、今杉とかヒノキとか、その枝についている葉っぱ自体は、基本的に木自体が古くなっていくと自然と木は落としていく。葉っぱについているものが今落ちてきている。そういうのが堆積しているという形になったときに多少上がってくるのではないかというのは前もお話ししたと思うのですが、それを私も恐れて、その切ったときの周辺の堆積したところを役場の方にはかっていただきましたら、ちょっと高いということがわかつたので、そういうもの等の対処も環境省はするのかしないのかということだけ聞きたいのです。いいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 中川です。針葉樹や常緑樹などについても、毎年は葉っぱは落ちないのですが、通常3年程度……もちろん樹種によってさまざまですが、3年程度のサイクルで少しづつ古い葉っぱは落ちていくという、そういう性質を持っております。ですので、原発事故時点でついていた葉っぱが今も木についてて地面に落ち続いているかというと、そういう状態ではないと考えております。

でも、確かにおっしゃられるように、除染を一番最初にやったときには、もしかしたらまだそういう葉っぱがついていたのかもしれませんので、改めて事実関係を確認させていただいて、おっしゃっていたお話も、改めてちょっと伺わせていただきたいなと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません、除染の1ページ、夜の森地区の先行除染ということで、ほかの除染のところでも出てきているのですが、今後の予定というところで、除染工法は試験施工を実施し、決定するとなっているのですけれども、具体的なこの試験はどういうことをしていくのかということをちょっとお聞かせください。

先ほどから出ているこの庭木とか庭の植栽のあるところ、そういうところも含めての試験施工のかどうなのか、それをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 夜の森除染の工事における試験施工はどのようなものを行うのかということですが、今のところ主に考えているのは、一番わかりやすいのは宅地などの表土の剥ぎ取り圧が今まで基本的に5センチですが、5センチでいいのか。果たして7センチなのか、何センチなのかというような、そういったことの調査です。

それから、あるいは既に夜の森地区については、一部さらに先行して除染をした経験がございますが、そのときに森林がやはり時間がたっていたからということが大きいのだと思うのですが、堆積物を除去したらかえって線量が全然下がらなかったり、むしろちょっと上がってしまったりというよう

なことが見受けられました。ですので、今回夜の森で除染をするわけですけれども、その際にはこれまでどおりであれば堆積物除去をするわけなのですけれども、本当にそれでいいのかと。最初からもうちょっと例えば表土の剥ぎ取りまでしなければいけないのかとか、そういうことをしっかりと確認したいというような、そんな試験施工を考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 5センチ取るとか7センチ取るなんていうのは当たり前のこと、そんなのはもう今までやってきてることで、現実にこちら側の避難指示解除のところでやってきた中で、フォローアップが必要になったところとか、そういうところが出てくる。実際にフォローアップしています。そういうところをまた1回やって、その後でフォローアップするというようなことをするのだったらば、もう最初から先ほどから出ているように、植栽がいっぱいあるところはもう植栽取ってもいいという人は取って、土もちゃんと取って、フォローアップしなくていいような状態にしてやっていって、なおかつそれでもフォローアップのところが出てくるという環境をつくっていくのが本當だと思うのですけれども、その辺について例えばそのところはやってみるとか、そういうことは一切しないような、ただ表土のことだけしか話ないのですが、それから6月20日に現場工事に着手となっているのですけれども、今やろうとしているといって、もう解体とか始まっていますよね。ということは、すべからく全部解体を希望しているところは、解体してから表土の剥ぎ取りとか除染をするというような工法でいくということなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） フォローアップでこれまで一度剥いで覆土したところをもう一度掘って埋めてということで、非常に手戻りの多く、なかなか一気に線量を下げることができないという経験を確かに我々も積みまして、どうにかこの手戻りを減らせないかということは確かに考えております。

こちらは、試験施工というよりは宅地内のその線量をしっかりと面的に最初からはかることで、今まで本格除染のときに全体を一律で5センチ剥ぐということで最初始めたのですけれども、途中から雨どいの下とか最初から高いとわかっているところは、最初の時点で深く掘ろうよということで作業を進めてまいりました。にもかかわらず、終えてみると高いと思っていた場所以外のところも高かったりして、結局もう一度剥いでというような作業になってしまいました。ですので、この経験を生かしまして、今後夜の森で除染をするわけですけれども、このときには深く掘らなければいけない場所はできるだけ最初の時点で深く掘るということで、ちょっと工程の工夫をできないかという話を今業者と話を詰めているところでございます。ご指摘も踏まえまして、しっかりと効率的にできるだけ1回で取り切ると。それでも恐らく取り切れなくて、フォローアップ除染ということにはなってしまうのかもしれません、できるだけご指摘のとおり効率的に、一刻も早く線量を下げていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） もう一点、解体物件に関して。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 解体をご希望されているお宅の除染について、解体と除染どちらを先に着手するのかというご質問ですが、基本的には解体を先行して後から除染が入るという形で、できるだけ手戻りがないようにというか、無駄な作業が発生しないようにと考えておりますが、現場の条件によって除染が先に入らなければいけないようなところというものもあるかと思いますので、そういうところについては、個別見ながら調整をしていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 順番がいろいろ出てくるというのは現場の事情で、それはしようがないと思うのですけれども、解体を先にするということは、当然樹木の抜根、庭石とかの撤去、ブロック塀とかの撤去、アスファルトとかコンクリートの撤去、それも先にするということになりますよね。それと、その後の方法でいったときに、相当手戻りが考えられるのですけれども、それに対して今までやってきたことに対する反省点というのではないですか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 除染と解体の順番ですけれども、解体後に除染するというのを基本に考えておりますが、ご指摘のようにさまざまな場合が考えられます。特に庭木、庭石も支障物として撤去することになれば、その時点で地面が攪乱されてしまったりしますので、そういう部分を考慮しながらどっちが先に入るべきか、どっちが手戻りがないかと。どっちが線量をしっかりと下げられるか、そういう観点で個別に一つ一つの住宅についてしっかりと確認をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 除染についてと解体について、1問ずつ質問をさせてください。

まず、除染なのですけれども、本格除染が終わって今フォローアップ、それで事後モニタリングの結果ということで、対象案件の抽出、あとは住民の方からの申し出ということでやっていますけれども、国の考え方は空間線量よりは、私は今土壤汚染を重視すべきだと思っているのですけれども、富岡町役場独自で町民が持ち込んだものをゲルマニウム半導体ではかった結果、今ホームページに出ているのだけれども、5,000とか8,000、1万、多いところでは1万8,000ベクレルあるのです。やはり町民から持ち込まれたものだけではなくて、環境省もみずからもう進んで生活圏の中とか、解体とか除染が終わっても、どんどん富岡町の実態を土壤汚染ベクレルではかるべきだと思うのですけれども1万8,000といったらば、特定放射性廃棄物のレベルなのです。そういうものが富岡に点在することは、本当に本格除染が終わったのかと疑問を持たざるを得ないので、環境省はその辺のこと

ろを把握しているかどうかお答えください。

あと解体なのだけれども、先ほどから支障物、今までこの庭木、庭石の支障物を自己負担で片づけた人は、6月以降は国が、環境省がやってくれるけれども、今まで片づけた人は自分持ちになってしまうのです。それを東電賠償に聞くと、住居確保損害からそれはやつてくれということを言われてしまうのだけれども、やはり環境省がやる作業の中で、以前にやつた人はだめだよ、後にやつた人はオーケーだよ、これはちょっと不公平が出るのです。きょうは、たまたま本庁から偉い方が来ているので、今までだめだ、だめだの一点張りなのですけれども、偉い人の考えも聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 1点目の空間線量より土壌汚染を今後重視していくべきではないかということですけれども、環境省のやっている除染、今までそうですが、恐らくというか、今後もその空間線量から被曝によっての被曝線量をできるだけ下げるということを目標に行っておりますので、空間線量で把握するということが原則になるかなと考えております。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ただいまいただきました解体支障物の件でございます。環境省の解体工事におきまして、強いご要望いただきまして、そういう要望、帰還に支障が出ないように環境省としても対応していくということで、6月から本格的に着手等している状況でございます。そういう中で、富岡町への帰還を促進するべくこうした事業を柔軟に対応として開始したものでございまして、引き続き環境省としては丁寧に説明を町民の皆様には行ってまいりたいと思ってございます。

そういう中で、ご指摘のございました自己の負担で先に撤去されてしまった方々のお声というものを環境省といたしましても十分認識しているところでございます。そういう方々の賠償につきまして、環境省としては、賠償することは現時点では難しい状況だと認識してございますが、不公平感というものにつきましては十分認識、理解できるところでございまして、そういう方々に、町民の皆様に対しまして何ができるのか、どういったことができるのかにつきまして、政府の中で環境省含めまして関係機関とよく相談して進めてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 須田さんの今後とも空間線量を重視するという答弁なのですけれども、富岡には旧エコテックといって、特定放射性廃棄物8,000ベクレル以上10万以下のものは県内から富岡に持ってくるのだけれども、この特定廃棄物の土壌汚染レベルの上で富岡町民が暮らすようになります。であれば、空間線量を重視するのもいいけれども、土壌汚染も考えてもらわないと、富岡からされたタケノコがどれくらいのレベルで汚染されているか、それは須田さんもわかると思うけれども、

住民が今現在富岡はこんなにすごいのだよと。これ見たら、帰ってこれなくなってしまいます。空間線量も大事だけれども、土壤についてもっとエコテックのあの放射性廃棄物の捨て場の上で暮らしなさいと同じになってしまふのだ。その辺をちゃんと土壤汚染についてもう少し考え方を持ってもらいたいのだけれども、もう一回答弁お願ひしたい。

あとは、中川さんの答弁は何回も同じこと聞いている。検討するとか不公平感は認識しているとかそこから一歩も進んでいないし、きょうこうやって集まってもらった理由の中にも、やはり不公平感は解消してもらいたいという意思で来てもらっているわけだから、たまたまきょうはいつもだったら坂川さんがトップなのだけれども、もっと偉い人が来ているみたいだから、政府に交渉してもらえると思って私質問しているのです。だから、中川さんの答えではなくて偉い人の答え求めますから、お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 1点目ですけれども、除染という観点からいうと、どうしても空間線量ということになってしまふということはご理解をいただきたいと思います。

その上で、例えばそこから生えたタケノコがベクレルが高いとか、そういったことは政府全体としても考えていかなければならぬと思っておりますので、そういった面で対応していきたいと。環境省だけではない対応になるかと思いますけれども、そういったところで対応していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 中井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長（中井徳太郎君） お答え申し上げます。

自費で撤去された方についての不公平の話、これは先日宮本町長と塚野議長いらっしゃるときもお話を伺っておりまして、本省としても十分認識しております。先ほどの中川室長からの答弁がいつもと全く変わらなかつたとお答えではございますが、実は大分考えまして、不公平の問題よく認識した上で、現時点で今すぐにこの環境省が直接ご負担された方に賠償すると。できるかというと、今すぐはできません。しかしながら、その不公平なことよく認識しているという中で、しっかりと検討させて、何らかのことをちゃんと考えたいという趣旨でお答えしたものでございます。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。中井さん、できましたら土壤のベクレルの話、その辺もある程度やるとかやらないとか、全く以前の答弁と進歩がないのです、空間線量でと。その基本はわかりますけれども、やはりそういうもの、高いところもあるわけですから、抽出してやるとかなんとかと、その辺までの答弁はいただけないのでですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そうですか。

では、高橋さん。

○環境省水・大気環境局長（高橋康夫君） 線量の考え方については担当者が答弁したとおりです。

これまで空間線量ということでやってございますけれども、例えば富岡につきましては、やっぱりもともと線量が高いということで、かなり丁寧にやっているつもりでございます。

例えばフォローアップ除染をする際のモニタリングについても、通常は1メートルではかるわけですけれども、1センチのところでも空間線量はかかる、より土壌の汚染レベルを反映するような、そういう方法も採用してございますので、そういう形ができるだけきめ細かく状況把握して、住民の方の不安を解消できるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町長と議長が環境省にお願いに行って一步進んだという説明が今ありましたので、今まで担当課の中川さんが苦労しながら何度も、何度も同じ答えだったのだけれども、確かに答えの中身は同じでも、進んだということで解釈したいと思います。

あとベクレルなのですけれども、やはり震災前は3,000ベクレルくらいになると、もう産廃処分場に持っていきなさいというような多分決まりだったと思うのです。今こういった状況になって、8,000ベクレル以上は指定廃棄物とか特定廃棄物とか、そういうような名称に変わって、特別なところにフレコンバッグに詰め込んで、それで覆土しながら処分すると、そういうふうになっているのにもかかわらず、まだ空間線量だという考え方が私は理解できないのだけれども、やはり避難指示解除ということは、小さい子供まで戻っていいのですよという意味も含まれているのです。そういったところで、やはり里山に行って遊んだり、ここは田舎だからゲームセンターなんてのないから、そういった里山で遊んだりするときに、下が指定廃棄物並みの汚染では、子供たちに戻ってくださいと言えないです。その辺は一点張りで、空間、空間と言わないで、環境省も考え方を改めてください。その辺は、もう須田さんとか中川さんクラスではなくて、きょうはせっかくだから、局長クラス、高橋局長見えているので、ベクレルも重視しますよと、そういうような考え方を持ってもらいたいので、答弁お願いします。

○議長（塚野芳美君） 高橋さん。

○環境省水・大気環境局長（高橋康夫君） ご懸念は十分理解しました。

私が申し上げた趣旨は、やはり最終的にはこの除染というものはそこで生活される方、もちろんお子さんも含めて生活される方への曝露の影響をとにかく抑えていくということでございますので、恐らくこれはベクレルだけではなくて、それがどのぐらいの量存在しているかということも当然入ってまいります。そういうものを総合的に評価するという意味では、空間線量で把握するというのが一番効率的にできると思いますので、原則は空間線量で影響把握して、ホットスポット、高いところを効率的に把握をして、そこについて対策をとるということがやはり原則だと思っております。そういう中で、富岡については1メートルだけではなくて1センチも表面の空間線量もはかることによって、よりきめ細かく対応したということもございますので、そういう組み合わせをして、そういう危ない場所をできるだけ効率的に把握をして、そこにしっかりと対策をとるということをやはり原則に進め

ていきたいと。

ベクレルについては、もう少し研究をさせていただきたいと思います。今の時点で全てのベクレルをはかるということは、なかなかこれは逆に言いますと効率的にやることも難しいと思いますし、それがメインの方法になるということは、ちょっと今現時点では難しいのではないかと私は考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） では、何点か質問させてもらいます。

まず、きょうの全協、町長初め執行部、議長に全協の場いただきましてありがとうございます。まず先に、関連でちょっと二、三点質問したいのですけれども、先ほど4番さんが質問した中で、除染のときに支障木とか、町民が要らないというものは撤去してくださいよという話出ましたが、除染ではなかなか難しいという回答あったかと思うのです。今解体でやっている庭木の撤去とかそういうものは、本来あれば除染のときやっていなくてはならない問題だと私は思っているのです。除染は何のためにやるのですかと。線量を下げるため。全体にまかれたセシウムとか、そういう線量を下げるためにやるのだと。石はかなり線量がきつくて落ちない。庭木にもいっぱい線量があると。それ除染のときやらないでいつやるのですか。解体のときやっている自体が間違いのもとなのです。解体になって初めて我々に追求されて、今やっていますから、要は宅地を借用していた人たちは、返すために結局実費で処理しなくてはならなかつたというのが現状なのです。根本的な間違いを犯して、いまだにそれもできないというのは、私はおかしいのかなと思うのです。やっぱり除染のときやるべきなのです。

あとは、8番議員が質問した中で、広葉樹とか常緑樹、そういうものの撤去はどう考えているのだということでしたが、それは例えばこういう田舎になると、要は一般的にいぐねと言われる部分がいっぱいあろうかと思うのです。そういう部分もかなり線量高いはずなのです。多分いぐねに関しては、環境省さんはある程度議論はしてくれているのかなと思うのです。最終的には、里山よりもまず先にいぐねはやる方向で進んでもらわないと困ります。町の中にはそういう部分ありませんが、町から一歩外れるとほとんど風よけのための囲い木とか、そういうものいっぱいありますので、そういう部分は間違いなく宅地から20メートルと言わず、いぐね思われるものは先行的にやっぱり考えてもらわなくてはならないのかなと私は思うのです。その辺のまず質問と、あとは除染なのですが、1ページの一番最初の際除染については、私も何回も今まで指摘してきてます。要は行動が遅い。夜の森地区に関しては、夜の森の通称二橋と言われるJRから王塙の点滅信号のところまでは去年の12月なのです、やったの。人家がいっぱい張りついているから多分急いでやってくれたのかと思うのです。

ただ、際除染については、太平洋から大倉山の根っこまで困難区域との境目はやるということを言

っていたのですから、何で途切れ、途切れでやるのかなということなのです。やるのであれば、ある一定のスピードで全線をやってくださいよと。そこの中には、やっぱりやらなくてもいい。ここやらないで、この分をここにかけたほうがいいのではないかという考え方あろうかと思うのです それは環境省さんの考え方で私はいいと思うのですが、ただまだまだやらなくてはならないところあるのにほとんどがとまっていると。これには、立派な数字出てきたように見受けられますが、全線を考えると、本当に片手間でやっているような話なのです。その辺が理解できない。人の余り住んでいないところはやらなくてもいいという考え方にとってしまうのです。夜の森地区はすごいスピードでやったのですから、際除染やりますと言ったら、すぐにあそこ2キロくらいはすごいスピードでやったのです。その辺が理解できないと。

あとは、夜の森地区の先行除染に関しては、まだ戻ってきていませんので、ある程度余裕はあるのかなと。環境省さんは、常に作業早く入れと言われると、先行除染という手を使って少人数を入れてちょぼちょぼといじり始めるというのが環境省の手ですよね。試験除染何回もやっているでしょう。震災後すぐに桜通りの試験除染入って、何回もやっていると思うのです。そういうデータが積み重なっているから、同じデータでやればいいとは思うのですが、6年という月日たっていますから、その辺の違いはあろうかと思うのですが、試験除染に関しては、私はそういう考えているのです。ただ、こここの問題に関しては、まだ解除もしていませんので、じっくり一番いい方法とってやっていただきたいと、これはお願ひしておきます。

あと、一番大事なのがフォローアップなのです。フォローアップに関しては、川南に関してはかなりのスピードでフォローアップ除染は1回目はほぼ完了なのです。全体が完了したのは、ほぼ間違いないのかなと思うのですけれども、川北に関しては、全く手つかず状態で今まで来ていたと。手つかずではないです。多少は多分やってくれていたと、ここにも数字出ていますから。ただ、川北全体からいうと、本当に数字のうちには私は入らないのかなと、今まで実施していた場所は。これが一番重要なのです。町民は、4月1日解除になってまだ少ない人数かもしれないけれども、戻っているのです。この間の発表で110世帯、百七十何人とかと出していましたが、発表から大分たちますので、まだまだふえているのかなと思うのです。町民は帰ってきてているのです。こんなにブレーキかけてやるのだったら、何で国は4月1日解除したのですか。我々も賛同したのです。解除が始まりですよと、何の始まりかわからないです。福島の復興なしにして日本の復興なし。では、日本の復興は終わりでしょう、何にもやってくれないのだもの。それだけ言葉言っているのなら、もう少しスピードアップしてやってください、重要な箇所から。今一番重要なのはフォローアップなのです。次に重要なのは際除染、私はそう思います。

フォローアップに関しては数字大分出てきていますが、事後モニタリングの結果でいろいろ変わってくるような状況はあるのでしょうかけれども、フォローアップに関しては何回も、何回も繰り返してやるという話で、環境省さんは最終的には0.23、年間被曝線量1ミリに最終的には近づけると。近づ

けるだから、どこまで近づけるかわからないですが、我々の捉え方は1ミリまで下げてくれるという捉え方しているのです。だから、0.23まで下げてくれるという捉え方しているのです。それも、フォローアップも繰り返しながら下げてくれるという捉え方しているのです。自然減衰なんていう頭は一つもないですし、環境省さんに何回質問してもそういうことは一回も言っていないですから、我々はそういう頭で捉えていますから、間違いがあるかないかお聞かせください。

あと、里山再生モデル事業のグリーンフィールド周りです。これは、富岡町にとって非常に体育施設として絶対必要な場所ですので、今の工程の中で順々に進んでくれればスポーツ施設が復活できるのかなと思いますので、ぜひお願ひします。

あと解体です。解体に関しては、先ほど言ったように解体支障物の撤去、これは我々の何回もの要望で解体で何とか飲み取ってくれて、この撤去が始まってきました。ありがとうございます。非常にうれしく思います。ただ、ここの中でスピードを持ってやっていただかないことには、解除した以上はスピード感が大切だと思うのです。その辺ぜひお願ひします。

あと、解体の件数なのですが、この数字だけを見るとコンスタントに平均でいけるのかなとは思うのですが、年度越しで解体、かなり大変な思いしたかと思うのですが、年度越しで2月に発注してくれたのです。そういう中で、2月に発注した意味がなくなってきたのです、4月、5月、6月がコンスタントにできなかつたということで。その辺は、非常に私残念なところなのです。せっかく現場の人、中央が骨折って発注したはいいが、現場は動かなかつた。両輪がうまく回らなかつたということになろうかと思うのですが、過ぎてしまったことはしようがないにしても、今後コンスタントにこの数字のように発注して施工してもらつて、このほかに夜の森の120件の中の90件はもう決まっているから、間違なくやるのかなと思うのです。そういうものとか病院関係とかが入ってくると、車の数がすごい数になるのです。そうすると、町民が戻ってきてる中で、トラック走つてもう道路横断できないような状況が出てくるのです。ある程度コンスタントにやっていってくれるのであれば、それも目つむらなくてはならない部分あるのですが、ある月によっては200台も300台も動き始めるというようなことになると、平準化だと100台と仮定して、支障出てくるのです。その辺は戻ってきてる町民のことを考えてもらう。国が強く要請して解除してもらいたいと、そういう希望を我々ものんで、ではこういうことをやってください、ああいうことやってください、こういうふうな施工法してくださいとお願ひをして解除したわけですから、きちんとそれはのんでください。

それで、一番順調に進んでいるのがエコテックです。エコテックは、まさに国が工程組んだとおり、多分順調に進んでいるのだと思うのです。私からしてみれば、エコテックなんかどうでもいいのです、工事なんか進まなくたって。今私が並べたことを進めてほしいのです。だから、こういうことをきちんとやっていただけないのであれば、エコテックはやめてください。あなたの部分だけきちんとやっていくなんて、そんなのはもう絶対やってはいけないことでしょう。我々のことをきちんとやって、初めて国が要望していることを聞けるのですから、私はそういう思いです。

○議長（塙野芳美君） 何点かありましたけれども、順次お答えください。どなたからいきますか。  
須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） まず、最初の除染についてのご指摘の部分ですが、まず除染は何のためにやっているのか。線量下げるべきだというのは、ご指摘のとおりでそのとおりなのですが、そのときの手法として、あるものは壊さずにやるというのを原則としておりまして、除染をやる前から建っていた建物は壊さないですとか、生えていた木は切らないというのが原則としての除染の手法になります。

ですので、ちょっと今解体で支障木の撤去などしておりますけれども、除染ができるもの、除染の支障になる範囲ということで、それを全部切るというのはさすがにちょっと、支障になる範囲ということになってしまふのかなと。いぐねについても、同様かなと考えております。

それから、際除染については、政府の方針としてその避難指示解除エリア、当時は居住制限区域、それから避難指示解除準備区域の宅地に隣接する帰還困難区域の除染をするということで方針が決まっておりまして、環境省としてはその方針にのっとって今除染を進めており、1ページにお示ししたような進捗になっているところでございます。

それから、フォローアップ除染の、済みません、その川北の件が昨年度一巡をフォローアップさせたと思っているので、どこの部分のご指摘かというのがちょっとはっきり把握できておらないのですけれども、環境省としては、年度が明けて避難指示が解除になりますて、2ページにお示しした住民の方へのご要望にお応えするということが帰還意欲を高めていただくという意味において最も重要だろうと思って、今までそこに注力してきたところでございます。事後モニタリングの結果などから、フォローアップをすべきところというのは今抽出を進めておりまして、そこについてちょっと着手がおくれてしまったというところは反省点でございますが、今後進めていきたいと考えております。

それから、長期目標年間1ミリシーベルトという目標を政府で持っております。これは政府の目標として、除染を含めていろんな手法を用いて長期的な被曝線量年間1ミリに下げるということで、その中で除染としては、技術的な限界などもありますので、除染という手法の中でできるだけ線量低減を図っていくということで今後も進めていきたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 解体に関するご質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、支障物の撤去でございますが、ただいまいただきましたスピード感、そういうご要望今ただいま頂戴いたしましたので、さらにこの後施工計画もう一度見直しまして、速やかに1件でも多く、スピード感持ってやれるように改善してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、2点目の解体のおくれでございますが、申しわけなく思ってございます。これから帰還され

る町民の方、夏に向けましてもふえてくると思います。そういう中で、解体の件数の平準化ができずに片や50件、片や200件ですとか、そういうことがあっては交通にも支障を来します。そういうことがないように、今お示ししたような計画にのるようにしっかりとやってまいりますので、また次のこういった場でしっかりと本日お示ししましたお約束ご説明できるようにやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔「エコテックの工程は」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） エコテックの件につきましてはどなたが、中井さんですか。

中井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長（中井徳太郎君） 中井です。このことにつきましては、本当に苦渋のご決断をいただき、受け入れをしていただきまして、現時点の直近の状況といたしましては、一昨年の12月の県2町からの申し入れを踏まえまして、昨年6月に国と県、2町の間で安全協定を締結させていただいた後、富岡町の太田行政区、毛萱行政区とは昨年末、また檜葉町の上繁岡の行政区とは5月末に安全協定を締結させていただいたところでございます。檜葉町の繁岡行政区につきましては、協定を締結いただくとの結論にまだ現在至っていないというところでございますけれども、本事業の必要不可欠性に鑑みまして、必要な準備、調整を行った上で特定廃棄物の搬入をさせていただきたい旨を5月に伊藤副大臣から松本檜葉町長と鈴木副知事にご説明をいたしたところでございます。

現在処分場内の準備工事を進めておりまして、また搬入路の工事の着手に向けた調整を行っているところでございますけれども、環境省といたしましては、引き続き地元の方々の安全、安心の確保に最大限の配慮を図りながら、事業の実施に向けた準備を進めてまいりたいと思っております。ご指摘いただきましたように、このエコテック事業ももちろん大事ではございますけれども、ご指摘の富岡町における解体の重要性について、先ほど中川から答弁させていただきましたように、十分認識した上できょうこのような形での工程表をお示しさせていただくといったところでございます。しっかりと進めてまいる所存でございますので、本省といたしましても地元と連絡、連携をとりながらしっかりと報告できるようにこれからもやってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

除染に関しては理解できません。あるものは壊さない。木は切らない。物は移動しない。それならそれで線量が下がればいいのです。ただ、線量が強くて木とか石とか置けないから、全部もう涙流す思いで松の枝ぶりのいい木を切ったりしているのです。線量が高くてやっているのです。そういうものを除染で片づけてくれなかつたら、解体で片づけるなんて考え方間違っていないですか。環境省の方針は方針で理解できないわけではないです。ただ、その理解しても方針が間違っているのではな

いですか。だから、片づけるような羽目になっているのです、解体で。木切るのが解体ですか。庭石移動するのが解体ですか。解体は、人がつくった形のあるものを壊すのが解体です。私はそういう理解なのです。根本的なものは、除染は線量を下げるということですので、線量のあるものは全て撤去してもらうのが原則だと思うのです。その点もう一回お願ひします。

あと解体については、まさに先ほども言ったとおりですので、持ち主がいる以上、あしたから壊したいと思っても壊せない部分があろうかと思いますので、ただ余りにも大きく説明とは違っているところで、私も非常に情けない部分ありますので、その辺は努力方お願ひしたいと。

全体的なことを言いますと、まさに今説明があったようにエコテックだけ重視ではなくて、こちらを十分重視してやってもらわないと町民は戻りませんので。今戻ってきている人が宣伝マンだと思うのです。環境省、町執行部が非常に熱心に対応してくれていると。この辺線量高いかもしれないから調べてくれ。高いと言ったらすぐ来てフォローアップ除染やってくれていると、そういうことが皆さんに伝わっていて、ではそれだけ親身になってやってくれているのであれば大丈夫かな、帰ろうかなという話になるのではないかと思うのです。これは、もう言葉ではなくて態度なのです。行動なのです。それを十分考えていただきたいと。型にはまって、除染では木を切らない、石はどかさない、そんな形なんか要らないです。ぜひそういう考えに立ってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） 今の経緯についてございますが、もともと除染をスタートしましたときは、先ほど課長の須田から申し上げましたとおり、いろんなものは壊さない、移動しないというのが原則で進めてまいりました。しかし、やり進めるに当たりまして、例えば庭木を切ってもらいたいという、こういうご要望がいろんなところから出てまいりました。私どもとしてそれを引き受けるための一つの考え方として、仮に線量的に影響がなくても、その下の土を剥ぐという除染の支障になるものについては、やはりこれは撤去しなければ除染が進まないと、こういう理屈づけをしながら、可能な範囲でなるべく住民の皆様方の要望に応えられるように対応してきたつもりでございます。

しかし、なかなか全てのものを撤去できないという、そういうケースはあったのは確かでございます。ですから、また本日もいろいろご指摘をいただきましたので、今後引き続きどこまで除染ができるのかということをまたよく考えさせていただいて、できるだけご要望に沿った対応ができるよう検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 済みません、理解はします。

ただ、支障木の撤去でも何でも、線量下げるためですから、フォローアップでやったり、解体でやる自体がおかしいのですから、6年前に決めたことをいまだに曲げられないという考え方方がおかしいのです。結局解体を褒めるわけではないのですが、そのあたりがみんな解体に行っているわけですか

ら、解体でそういうものが撤去できるようになったということは、私はすばらしいのかなと思うのですが、本来はやっぱり除染でやるべきなのです。

あと、フォローアップの大切さ、一番重要なのはフォローアップなのだよと言いましたが、もう環境省はわかっていると思いますが、私ももう半年前から私ごとになってしまふかもしれないですが、私の事務所の部分のことを何回か指摘していますが、今回環境省の計らいで後ろ側、町の用地ですね30センチ剥ぎ取りして、碎石入れてくれているのです。それで、ちょっと線量はかってみろとうちの人に指示したら、やっぱりかなりすごい線量の低減が見られたのです。というのが私の敷地の境界から20メートルは、全く今まで手つかず状態で投げてあったということなのです。だから、そういう箇所、富岡町にもまだあるのではないかと。まだ調査していないのかどうか。そういうところあったとすれば、それがやっぱり一番重要なのです、人が戻ってくるためには。私のところは私のところで、やっぱり線量高い。では、下げるためにどうするのだということでシート敷いて、砂利敷いたり、あと大半はもう舗装してしまいました。その部分はかなり線量は低減したのだろうと思うのです。ただ、どうしても境界から1センチもやっていなかったために、かなり高い数字出ていたと。何とかあの調査いただいて、今回クリアできたのかなと思うのですが、だからそういう部分富岡にもかなり私はあるのではないかと踏んでいます。富岡全体で私のところだけがそういう状況になったということは、私はあり得ないと思うのです。そういうところを調査済んでいるのかどうか、これからそういう調査をきちんと踏まえてやっていくのかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） フォローアップ除染というよりも、そもそも除染がしっかりと本当に漏れなく全て行われているのかということとして、どこを除染したかということについては地図上に落として、電子でですけれども、G I S上で管理をしているのですけれども、確かにご指摘いただいた場所は、ちょうど高架下だつたりとかして、地図上だと丸で全部きっちりやっているかのような、そういうふうになっている場所で、大変申しわけなく、漏れが発生していたのかなというところでございます。

地図上の管理についてはしっかりと行っておりますし、役場さんともこれまでの除染のどこをどんな地目として実施したのかというような情報を何か共有できないかというようなお話を、逆にいただいているところでございます。そういった中で漏れがないように、我々だけでなく、現地もよく見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 先ほどから庭木の件、庭石の場合は、仮に庭にあったときに表面5センチなら5センチ、10センチなら10センチこれから抜いても、汚染物質が落ちることない。ただし、庭木の

場合は、地下核まで5センチないし10センチは取っても、根元のしんまでの間は取れないわけ。これをすとんと抜いて今度土を落とさないと、チップヤードに運ぶにしてもどうするにしても、この土の分は解体の業者ができる作業と思っていますか。

それと、この工期、夜の森地区にしたって11月末、夜の森地区の解体は9月末、一応文言で工期延ばすようなことが書いてあるけれども、解体やらないと除染はできないし、そこら辺のつじつま合うように発注している国は考えているのかと。それに伴って、請負金額から追っかけても標準日数はクリアしているのか。ただ単に、2年繰り越しはできないという大前提で工期決めてやっているのか。我々は、とにかく誰だか言ったけれども、除染をきっちりしてもらえばいいこと。フォローアップという言葉だって要らない、一発で済んでいれば。夜の森地区の実証実験やりながら云々と言うけれども、何も作業しながら5センチ下げてみてはかって、高いからあと15センチ、こういうやり方して、あと何マイクロないしべクレルの話も出たけれども、基準値設けるまで下げればいいだけの話で。

あと、立ち木だって、松の表面がらがら、桜の表面がらがら、桜の山桜あたりはつるつるだから、根元に落ちてくる放射線量の量だって立ち木の表面の樹皮によっては違うから、わかっていると思うけれども。そこら辺熟知して工程とか発注状況とかいろいろ考えてもらわないと、絵に描いた餅、高橋さん。ここに来る前に、ここでの質疑応答の現場は一通り見て熟知しているとは思うけれども、木にしたってそうなのだ。つるつるの木と割れがいっぱいある桜の古木だと、松の木と全然違うのだから、そうするとおのずと下に蓄積する線量も変わってくるわけだ。だから、今言ったことをよく現場に置きかえて、どれが解体でどれが除染で、除染でどういうふうにやったら国費が少なく完璧にできるのだからもう少し、一生懸命やってもらっているのはわかるけれども、今以上にやってくれていいのでないの、4月1日解除しているのだから。解除したらば、アクセルから足外してブレーキに足乗っかけているのだもの、もう。実際そうなのだ、富岡地区的除染解体も。

あともう一つ、ここで言う話ではないと思うのだけれども、やっぱり熟知した人間がこういう仕事適材適所でやらないとこういうことになる。言っては悪いけれども、環境省の職員も元請業者も、ちょっと一、二年たてばどこかに行っていない。次来る人は真っさら、頭真っ白。現場は進まない。現場進まねば処理が進まない。こんなのは、現場サイドを見ている担当の人らが十二分熟知しているとは思うけれども、今次一番困っているのが我々町民だということをもう一回逆に認識し直して。一応今の質問でお願いします。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生事務所福島環境再生本部本部長（坂川 勉君） ご指摘大変ありがとうございます。ご指摘いただいたスケジュールの関係、それと除染と解体をできるだけ一体的に、効率的にというのはご指摘のとおりでございます。特に今後帰還困難区域の中で新しい制度に基づいて、特定復興再生拠点区域について計画が定められたら、そこで除染と解体を行っていく。これについては、今まで以上に一体的に行っていく必要があるというように考えておりますので、福島環境再生事務所に

おいても、中の体制をもう一度見直して、今除染、解体それぞれ課が分かれておりますけれども、これももう一体的に業務を進めていくというような方向で見直しをしているところでございますので、ご指摘を踏まえてよりよく進むように、そしてそれがやはり町民の皆様にとっても帰還しやすい環境をつくるためにも、できるだけスムーズにやっていく必要があると思っておりますので、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 私からは、解体の際の庭木の撤去のご質問をいただいた点につきまして回答させていただきます。

今の現行で10件ほど撤去今月末まで実施いたしますが、その際に今いただいたようなご指摘も踏まえて、環境省といたしましては、解体の中で行う部分にはその適切な作業で行うようにと考えてございますが、まだまだ課題や不備ある部分につきましては、来月以降の撤去の際に見直していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 中川さんのところの解体では、庭石は今さっき質問の内容でやれば問題はないと思うのだけれども、立ち木の場合はさっき言った懸念材料があると思う。解体の業者で根っこについた土の処理なんかどういうふうにしたらいいかなんかは全然わからないわけだし、そこら辺でよく考えてもらわないと、解体で立ち木にもう全部土ついたまま、処理場に持っていくのならない。多分に土は落とせとなっているでしょうから、そこら辺では従来の解体業者ではなかなか大変だし、どういう施工をして土を分別するのだとという問題もあるでしょう。

あとは、一応渡された資料をもう一回つくった人も見て、これ1ページの際除染だって、小浜、深谷地区となつたが、王塙だって新夜の森の工区だつてあるわけだ。本当にどこまでやって7月末完了見込みなのだが、後で小浜、深谷地区の線引きしたところ、ここで7月末に完了すると教えてもらいたいぐらいだけれども、王塙、新夜の森抜けている。そんなつくつてくる上で、現場に行ってよく見てきたら。ベクレルの話もそうだ。私のところで2,200ベクレルあるのだから、タケノコが。100ベクレルにしたって22倍。もう少し自分の座っている椅子の重みというのを見直して、実感してよく現状に置きかえて前に進んでもらわれないか。現場は待っていない。町民も、タイミング外すと戻る人も戻らなくなるのだから、よろしくお願ひしておきます。

○議長（塙野芳美君） とりあえず今の2点について、どなたがお答えになるのですか。1つは、改めて言いますけれども、抜根したその根っここの処理、解体で対応本当にできるのかということが1点と、それから際除染で王塙、新夜の森だと思うのですけれども、その件に対してのお答えはどなたがなさるのですか。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 際除染を行う予定の場所については、図面に落としたものがありますので、後ほど何らかの方法でお届けをして、ご説明をしたいと思います。

済みません、そこの地区名の書きぶりとして、王塚、新夜の森と入れなければいけなかつたのかどうかというのは、ちょっと図面をお見せしたときに改めて教えていただければ非常にありがたく思います。これまでこの表記で役場といろいろとお話をしてきた経緯もあったので、このまま書いてしまいましたが、改めてそこの部分は確認をしたいと思います。地図は後ほど、恐らく当局を通じてかわかりませんが、手配をするようにいたします。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ただいまの庭木の解体作業員の撤去の件でございますが、現時点では現場で振るえて落とせる範囲で落として、その後に仮置き場へ持っていきまして、焼却なりリサイクルなりの業者、減容化業者でやっておりますけれども、もう一度今のご指摘も踏まえまして、本当にその解体作業員の方が現場でお困りのこと、本当にどこまでしっかりできているのか、もう一度ちょっと確認をさせていただいて、適正な手法でやれるように持っていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） あえて申し上げますけれども、町当局で打ち合わせしたというのですが、町当局として際除染が王塚、新夜の森地区が含んでいたとは思うのですけれども、その辺いかがですか。どなたが窓口でお話しされたのか。

課長補佐。

○復興推進課課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 際除染の件につきましては、環境省と打ち合せをしまして、実施箇所を決定しております。

今回1ページ、小浜、深谷地区ということで表記ありますが、実際には新夜の森については抜けておりますが、王塚地区についても実施箇所がありますので、正確には小浜、深谷、王塚地区ということで、3地区について対象となっておりますので、訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（塙野芳美君） 新夜の森、王塚地区でも含んでいるということでよろしいですか。

課長補佐。

○復興推進課課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 実際には、際につきましては新夜の森も含まれておりますが、今回対象となっているところにつきましては、新夜の森は含まれておりませんので、こちらの小浜、深谷、王塚ということで、3エリアが工事対象箇所となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 今回のモデル除染としては新夜の森は入っていないけれども、全体の際除染としては新夜の森地区も入っているという解釈でよろしいですか。

課長補佐。

○復興推進課課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 帰還困難区域の境界の行政区というのが4行政区ということで入っております。西から行きまして、王塚、新夜の森、小浜、深谷というような形で東に行きますが、今回の際除染の対象となっている、現地で除染をやっているところにつきましては、西からこちらで王塚地区、新夜の森が接していますが、新夜の森は工事箇所がありません。王塚小浜、深谷地区ということで、3地区が工事対象となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番さん、どうします。あと地図もらってから考えますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 議長、申しわけないのだけれども、休議してもらえます。

○議長（塚野芳美君） では、暫時休議いたします。

休 議 （午後 2時41分）

---

再 開 （午後 2時45分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染・解体についてを終わります。

ここで環境省の職員の皆様には退席をいただきたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員各位からはその他ございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いろいろあったのですけれども、言わなかったから、答弁できる人来ていなければと思うのですが、補助金の問題、生活支援の補助金か、企業再開の補助金、4分の3とかいろいろな補助金ありますよね。その問題でちょっと質問したかったのですけれども、誰も顔ぶれいなかつたからできなかつたのですけれども、多分執行部でもある程度打ち合わせはやっているかと思うのですが、まず企業再開の支援、上限3,000万円で4分の3の補助金の問題でいろいろあるのです。うちの会社でも実際使って、非常に情けない問題ばかり浮上しているのです。あとは、私の友達とか知

り合いに聞くと、やっぱり私の知っている限りで4件くらい到底その補助金は受けられないからもうやめると。その受けられない理由は、後継者の問題とかいろいろ問題出てきているのです。

後継者の問題一つとて言わせてもらえば、今まで震災前富岡で親子で同じ仕事をして、それで従業員1人、2人使っていたと。使っていないにしても、親子で仕事していたと。そうすると、そのおやじさんが一番筆頭社長で、息子が後継者という形でやってきていたと。この震災に遭って6年たった中で、もううちの会社なかなかやるの大変だと。ただ、息子はやりたいと。何とかしたいと。その中に、ではおやじさんは仕事は手伝うから、ではおまえがもう筆頭になってやれと。その息子さんが手続していると、後継者問題でひっかかってくるのです。では、後継者いるのかと。そうすると、後継者いませんよね。当然補助金の対象になってきていないのです、もう今は。だから、そういう意味で今後継者うたわれる町内にいた事業者、個人的な事業者も全てそうです。後継者うたわれるなら、何の心配もすることないです。この原発事故で全部もう後継者もいなくなってしまったのです。そういう状況の中で、後継者とか難しい決め事をつくって全て排除されているのです。それに安藤君言っている、町外に行けば1,000万円の4分の3だよとか、そういう部分でいっぱい制約されているのです。だから、何のための補助金なのですか。ただのばらまきの補助金なのですかということなのです。そういうことも強く町執行部から訴えてもらいたい。

官民合同チームなんて前も言いましたが、言葉で聞くとすばらしい言葉に聞こえるのです。官民合同チーム、いろんな部署から皆さん入って聞き取り調査、事業再開しようとしている人の聞き取り調査をして、それに対しての援助しますよと、書類づくりから何でも援助します。立派なことを言っているのだけれども、力がないのです。何の力もないのです。私のところを心配してくれて、いろんなことを来て相談に乗ってくれて、実際県の窓口に電話すると、言葉ではっきり言わなくても、あなたたちやっていることではないから、余計な口出すなという雰囲気の言葉、県から投げかかってくるそうです。県の窓口はすごいです。もう半端ないくらい。本当に吹っ飛んでいって殴ってやりたいくらいのこと言うのです。流し台つけると住まいになって、流し台つけないと従業員の宿泊施設で通るのです。では、その定義は何ですかと私も聞いたのです。定義言わないので。何回も追求したら、最終的には図面に書いていなかった。図面に書いていなくても、見積書で上がっていると。あんたら見積書きちゃんと精査していないのか。それで、最後には流し台ついていたら5年後に補助金全部返してもらいますからね、そのくらいの話。とにかく話にならないです。中身わからないです。これ、自分で経験したから経験したこと言っているのですが、ほかの人たちもそういう部分いっぱい責められているのだと思います。それで、自分たちのミスは工期3月31日ですから、では工期延長申し出くださいということで、4月30日に1ヶ月工期延長してもらったのです、前もって。そうしたら、4月30日になっても何のアクションも来ないので。こっちから何回電話入れても今精査中、精査中。何を精査しているのだ。何一つ上げてやっていない。それで、その後で来年の3月31日まで工期延長してもいいです。何をやっているの。そういうことやっているのです。やっていること私は理解できないで

すよ。

だから、本来やっぱり官民合同チームが国の職員とかいろいろ入っていると思いますので、そういうところがある程度の力持つていれば、こんなことはないのだと思うのですが、実際現地何にもわからない、中身もわからない。ただ、補助金くれるのだから、言うこと聞けくらいの話です。我々の思い、心なんか一つも酌み取っていないです。それが県です。福島県です。秋田県や新潟県ではないのです、福島県ですから。

○議長（塙野芳美君） 13番さん、いいですか、その辺でまとめ、話は。今のその補助金の取り扱い、対応についての部分、執行部として答えられる部分があるのであれば、答えていただきたいと思います。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今議員からご意見ありました原子力災害被災事業者再開支援補助金ですね。おっしゃられましたように3,000万円と1,000万円、町の計画に沿った形というか、そういった認められれば3,000万円という形だと思うのですけれども、この事業について実際にご利用された議員の声、またほかにも何期に分かれて申請、このほどまた採択された等の話もございます。そういった内容について、町としましてもどこの会社が通ったのかというようなことも問い合わせしましたが、実際にはそれはなかなか一覧表を求めましたけれども、そういったもの提出できないというようなこともあります。町としましては、今ご意見いただいたものにつきまして、県との事業者の中で申請行為と補助決定ということがありますけれども、そういった内部につきまして確認を再度させていただきまして、実態のところをもうちょっと勉強させていただくと。

あとまた、そういうことで苦情等ほかにあるのかどうかということを再度詳細に詰めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

執行部の皆さんに言うのは、本当に残念なのですけれども、回答実際できませんので。ただ、県との会合があれば、そういうところでもう少しこの地元、町民、戻ってきたい、補助金受けたいという人にもう少し実態を把握して寄り添ってほしいと、私それだけお願いします。本当に補助金、何回も何回もやっても、みんな後継者だ、いや、どうだ、こうだ言われて全部もうやめているのです。そういう人が多いのです。それで、もう自己資金でやると。私の知っている中でも、自己資金でやるという人も3人か、そのくらいやる意欲あるのです、富岡に戻ってきて。そういう人のこと県がまるつきり排除しているとしか私は思えませんので、ぜひそういう機会があったらもう少し寄り添ってほしいということを言ってください。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 状況把握に努めるということで、一度県に確認しに参りたいと考え

ております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。それ以上は進まないと思いますので、よろしいですね。

○13番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） その他ございませんね。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 済みません、申しわけないです。13番さんと同じ補助金の話で申しわけないのですけれども、例えば解体したら100万円、新天地に新しい家をつくったら200万円というルールありますよね。それをこの帰還困難区域でも、幹線から50メートルにかかれば解体してもらえるとか、今度の拠点整備でひっかかるれば解体してもらわれるというのあるのですけれども、どっちにも該当しない帰還困難区域の家なんかは、いつまでたっても解体してもらえないから、解体したら100万円というのに該当しないのです。ですから、できれば解体を申し込んだら5年後でも3年後でもそれに該当するというような制度があってもいいのかなと、平等の原則からいければ。そういうこともちょっと着目してほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの件は、災害救助法の生活再建支援金の基礎部分と付加部分の話ですが、生活環境課長でよろしいですか。

生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（渡辺弘道君） 今の解体について、状況については十分私ども認識しております。

制度的なもの、自然災害、半壊の場合、解体した場合は全壊という制度、自然災害という形にはありますので、その辺は十分状況がわかっておりますので、環境省及び国にもそういう状況をしっかり説明した上で、柔軟に対応できるような形を引き続き求めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時58分)